（鉄道事業法施行規則の一部改正）

第二条　鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（旅客運賃等の届出） **第三十三条**　法第十六条第三項又は第四項の規定により旅客運賃等の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃（料金）設定（変更）届出書を提出しなければならない。 一　（略） 二　設定し、又は変更しようとする旅客運賃等を適用する路線の区間（法第十六条第四項の規定による旅客運賃等の設定又は変更の届出に係るものに限る。） 三　（略） 四　適用する期間その他の条件を付す場合には、その条件 ２　法第十六条第四項の規定による旅客運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、原価計算書その他の旅客運賃等の額の算出の基礎を記載した書類及び前項に規定する事項について法第十六条第四項に規定する協議会において協議が調っていることを証する書類を添付しなければならない。 （収支の状況の公表） **第三十三条の二**　法第十六条第七項の規定による収支の状況の公表は、毎事業年度の終了後八月以内に行わなければならない。 ２　前項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。 （旅客の料金の届出） **第三十四条**　法第十六条第八項の特別車両料金その他の客車の特別な設備の利用についての料金その他の国土交通省令で定める旅客の料金は、次のとおりとする。 一～四　（略） ２　第三十三条第一項の規定は、前項の旅客の料金の設定又は変更の届出をしようとする者について準用する。 （権限の委任） **第七十一条**　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。 一～七　（略） 七の二　法第十六条第四項及び第八項の規定による届出の受理 八～十六　（略） ２　法に規定する国土交通大臣の権限（前項各号に掲げるものを除く。）で次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。 一　法第十六条第九項の命令（国土交通大臣の認可又は国土交通大臣への届出を要する事項に係るものを除く。） 二～六　（略）	（旅客運賃等の届出） **第三十三条**　法第十六条第三項の規定により旅客運賃等の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃（料金）設定（変更）届出書を提出しなければならない。 一　（略） （新設） 二　（略） 三　適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件 （新設） （新設） （旅客の料金の届出） **第三十四条**　法第十六条第四項の特別車両料金その他の客車の特別な設備の利用についての料金その他の国土交通省令で定める旅客の料金は、次のとおりとする。 一～四　（略） ２　前条の規定は、前項の旅客の料金の設定又は変更の届出をしようとする者について準用する。 （権限の委任） **第七十一条**　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。 一～七　（略） 七の二　法第十六条第四項の規定による届出の受理 八～十六　（略） ２　法に規定する国土交通大臣の権限（前項各号に掲げるものを除く。）で次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。 一　法第十六条第五項の命令（国土交通大臣の認可又は国土交通大臣への届出を要する事項に係るものを除く。） 二～六　（略）